

9.4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 伊丹市の推進体制の整備等

(1) 庁内体制

1) 庁内組織

平成 18 年度より、商業の活性化を図る担当、都市計画担当、文化振興を図る担当、都市景観担当、中心市街地活性化を総合的に担当する部局として「都市創造部」に統合し、一体的に推進していく組織に改変した。また、平成 21 年度より名称を「都市活力部」に改めた。

2) 庁内検討委員会

・伊丹市中心市街地活性化推進会議

伊丹市の中心市街地活性化に係る庁内検討委員会として中心市街地活性化推進会議・幹事会を設置し、中心市街地活性化協議会と連携を図りながら、中心市街地の活性化に資する基本方針の検討や事業の選定を行っている。

① 構成員

中心市街地活性化推進会議(施策・事業の推進)

部署	役職	主な担当分野
副市長		総合調整
総合政策部	部長	政策調整
財政基盤部	部長	政策調整
都市活力部	部長	商業等の活性化・中心市街地活性化推進会議事務局
都市交通部	部長	市街地の整備改善
こども未来部	部長	都市機能の増進
生涯学習部	部長	都市機能の増進

幹事会(事業の企画立案・具体的検討)

部署	役職	主な担当分野
総合政策部	政策室長	政策調整
財政基盤部	財政企画室長	政策調整
都市活力部	都市活力部長	商業等の活性化・中心市街地活性化推進会議事務局
	産業振興室長	商業等の活性化・中心市街地活性化推進会議事務局
	都市整備室長	まちなか居住
	産業振興室長	商業等の活性化
都市交通部	交通政策室長	市街地の整備改善
こども未来部	参事	都市機能の増進

②会議開催状況

令和3年度に中心市街地活性化基本計画の議題で2回開催した。

開催日	内容
令和3年5月25日	<ul style="list-style-type: none">・ 会議設置要綱の説明・ 基本計画のスケジュール等、確認・ 基本計画の方向性・ 基本計画に掲載すべき事業の確認
令和3年9月16日	<ul style="list-style-type: none">・ 基本計画概要の説明・ 掲載事業（案）の確認・ 来街者、PTA アンケートの報告

3)議会

令和3年10月27日、都市企業常任委員協議会開催。

(2)中心市街地活性化基本計画策定商業者ワーキング会議

本計画の策定に当たっては、中心市街地の賑わいづくり等の担い手である商業者による、これまでの中心市街地活性化における取り組み状況などを把握するとともに、今後の中心市街地活性化についての取り組み内容等を検討するワーキング会議を開催した。

1)構成員

団体名称
伊丹阪急駅東商店会
伊丹中央サンロード商店街振興組合
ボントン名店会
伊丹酒蔵通り協議会
宮ノ前商店会
伊丹西台商店会
伊丹郷町商業会
伊丹ショッピングデパートみどりの会
アリオ名店会
リータ商店会
みやのまち3号館・4号館商人会

2)会議開催状況

開催日	内容
令和3年9月3日	中心市街地活性化基本計画策定について <ul style="list-style-type: none">・ 第3期計画の説明・ 各種調査内容の説明・ 中心市街地の活性化に向けた意見交換

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地活性化協議会は、伊丹市が作成する中心市街地活性化基本計画について、必要事項を協議し意見を述べるができることとともに、伊丹商工会議所及び伊丹まち未来株式会社を中核とした事業者、地権者、市民などで構成する運営（戦略）会議で、中心市街地の戦略部隊としての役割を果たす推進母体として位置づけられているものである。

そして、具体的な事業推進のために、伊丹商工会議所を事務局として適宜ワーキングを開催し、協議会へ情報提供を行うこととする。

（具体的な活動）

- 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること
- 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

(1) 構成員

役職	所属	根拠法令 (中心市街地の活性化に関する法律)
会長	伊丹商工会議所会頭	法第 15 条第 1 項 2 号関係
副会長	伊丹商店連合会会長	法第 15 条第 4 項 1 号関係
監事	株式会社池田泉州銀行伊丹支店長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
監事	伊丹市都市活力部長	法第 15 条第 4 項 3 号関係
	イオンモール株式会社イオンモール伊丹 ゼネラルマネージャー	法第 15 条第 4 項 1 号関係
	伊丹市交通局運輸サービス課長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	いたみアピールプラン推進協議会会長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団 理事長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	伊丹商工会議所専務理事	法第 15 条第 1 項 2 号関係
	伊丹消費者協会会長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	伊丹まち未来株式会社代表取締役	法第 15 条第 1 項 1 号関係
	西日本旅客鉄道株式会社伊丹駅長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	阪急電鉄株式会社交通プロジェクト推進 部課長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	阪急阪神ビルマネジメント株式会社沿線 営業部長	法第 15 条第 4 項 2 号関係

役職	所属	根拠法令 (中心市街地の活性化に関する法律)
	クロスロードカフェ代表	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	ほこ～魚菜と地酒～代表	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	D.O.D 株式会社代表取締役	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	一般社団法人 GREENJAM 代表理事	法第 15 条第 4 項 2 号関係

(2)会議開催状況

開催日	内容
令和 3 年 6 月 8 日	中心市街地活性化基本計画策定スケジュール等
令和 3 年 10 月 8 日	中心市街地活性化基本計画（素案）について
令和 4 年 1 月 22 日	中心市街地活性化基本計画（案）について
令和 4 年 6 月 21 日	令和 3 年度事業報告について 令和 3 年度収支決算報告について 役員改選（案）について 令和 4 年度事業計画（案）について 令和 4 年度収支予算（案）について
令和 5 年 1 月 10 日	中心市街地活性化基本計画の変更（案）について

(3)協議会規約

伊丹市中心市街地活性化協議会規約

第 1 章 総 則

(設置)

第 1 条 伊丹商工会議所及び伊丹まち未来株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第 2 条 本会は、「伊丹市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(事務所)

第 3 条 協議会の事務等処理するために、事務所を兵庫県伊丹市宮ノ前 2 丁目 2 番 2 号 伊丹商工会議所内に置く。

(目的)

第 4 条 協議会は、中心市街地の活性化に関する法律に基づいて設置されたもので、今後協議会で伊丹市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的にかつ一体的に推進するため、必要事項を協議し、伊丹市が作成する基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(公告の方法)

第 5 条 協議会の公告は、伊丹市広報・伊丹商工会議所会報の掲載、ホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活動)

第6条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること
 - ア 伊丹市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
 - イ 伊丹市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
 - ウ 伊丹市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
 - エ 伊丹市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
 - オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
 - カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信
 - キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施
- (2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること。
 - ア 市街地整備改善事業に関すること。
 - イ 都市福利施設整備事業に関すること。
 - ウ 街なか居住促進事業に関すること。
 - エ 商業活性化事業に関すること。

第2章 会 員

(会員)

第7条 協議会の会員は、次のものにより構成する。

- (1) 伊丹商工会議所
- (2) 伊丹まち未来株式会社
- (3) 法第15条第4項及び第8項に規定する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

第3章 役 員

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 運営委員 20名以内
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において選任する。

3 会長・副会長・監事は運営委員の中から選出し、総会において選任する。

4 規約にかかわらず、会長は必要と認めたとき運営委員を加えることができる。

5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 協議会の会計を監査するため、監事を置く。

4 運営委員は、運営委員会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 会 議

(総会)

第11条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他運営委員会が必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、委任状を併せ半数以上が出席し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

4 総会の議事は、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、適宜開催し、活動方針と活動計画を策定するとともに、毎年度の活動報告について審議する。

2 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 運営委員会は、委任状を併せ半数以上が出席し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

4 運営委員会の議事は、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 運営委員会は協議会の目的を実行するため、ワーキンググループを設置することができる。

6 運営委員会に協議会の運営について助言を得るため、専門家等の顧問を置くことができる。

(会 計)

第13条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する費用とする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第5章 解 散

(解散)

第14条 協議会が解散する場合は、議決に基づいて委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散するときに存する残余財産は、運営委員会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附 則

1 この規約は、平成19年2月27日から施行する。

2 協議会設立時の役員の任期は、平成20年3月31日までとする。

3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会の承認を得て、別に定める。

附 則 (平成31年2月12日改定)

1 この規約は、平成31年2月12日から施行する。

(4)伊丹市中心市街地活性化基本計画(案)に対する協議会の意見

令和3年10月8日

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市中心市街地活性化協議会
会長 小西 新右衛門

伊丹市中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見書

伊丹市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画案」という。)は、今後の伊丹市の中心市街地を活性化させる計画として妥当であると考えます。

(付帯意見)

基本計画案では、今後伊丹市として目指すべき目標指標に加え、目標を達成させるための、前計画で実施されてきた事業に加え、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新たな事業も盛り込まれるなど、今後の5年間に実施しようとする各事業やその実施主体、支援内容等が明記されていますが、その効果を期待し、次のとおり意見を申し添えます。

1. 令和2年6月に認定された日本遺産や、令和4年4月にリニューアルオープンする歴史・芸術・文化を身近に親しむことが出来る「市立伊丹ミュージアム」など、数多くの地域資源が中心市街地内には存在しています。それらを十分に活用した各事業を展開しながら、中心市街地全体の回遊性向上に繋げる「体験型周遊イベント事業」、「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり、ウォーカブルな公共空間の創出にも取り組むなど、更なる中心市街地の賑わいを図るため、スピード感を持って取り組んでいただきたい。
2. 基本計画案の推進には、行政、市民、事業者、商業関係者および関係団体が一体となって取り組むことが重要であり、特に新たな事業として「エリアマネジメント促進事業」なども位置付けられています。事業の実施に向け、協議会内に中心市街地内の各エリア、事業ごとに中心市街地内外の多くの主体が参画できる組織の設置などを行っていただきたい。
3. 計画案に位置付けられた各事業は、それぞれ単独による実施のほか、連携することによって相乗効果をもたらし、中心市街地の活性化により一層の効果が表れるものと考えます。事業の実施にあたり、その時期や実施方法などの調整を行った上で取り組んでいただきたい。
4. 前計画で未達成となった目標指標のうち、特に空き店舗の解消には、伊丹市が導入したビックデータ等も活用しながら、創業しやすい環境づくり、地域住民のニーズに合った魅力ある店舗の誘致等を進め、目標の達成を目指していただきたい。
5. これまでも、中心市街地内で実施されるイベントなどソフト事業の情報は発信してきたが、更なる賑わい創出のため、今後は、情報の一元化を図る等、市ホームページや各種 SNS 等も活用しながら、積極的な情報発信を進めていただきたい。
6. 基本計画の進捗状況、成果等については、協議会に対し都度報告を行いながら、事業内容の見直しや新規事業の追加も積極的に進めていただきたい。

(5)法第 15 条各項への適合状況

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条各項の規定に適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- 第 1 項第 1 号ロの規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくり会社「伊丹まち未来株式会社」を組織の構成員としている（令和 3 年度における本市の出資比率は 70.3%）。
- 第 1 項第 2 号イの規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、伊丹商工会議所を組織の構成員としている。
- 第 3 項の規定に基づき、伊丹商工会議所ホームページにおいて公表を行っている。
- 第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、教育・文化関係者、交通事業者を構成員（協議会規約第 7 条に基づく会員）として加えている。
- 第 5 項の規定に基づき、参加申出があった者は会員に追加している。
- 第 6 項の規定については、協議会規約第 7 条及び 8 条に基づき参加を要請することができる。
- 第 7 項の規定に基づき、関係行政機関等に協力を求めることができる。
- 第 8 項の規定に基づき、関係団体・機関を会員として加えている。
- 第 9 項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けている。
- 第 10 項の規定に基づき、会議において協議が整った事項については会員が尊重している。
- 第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を「伊丹市中心市街地活性化協議会規約」で定めている。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(a)客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

中心市街地の活性化に関する客観的な分析として、本市の概況（P1～7）、地域の現状に関する統計的なデータ把握・分析（P8～33）、地域住民のニーズ等の把握・分析（P34～62）において整理し、それらの分析にあたっては、次のようなニーズ把握や実態調査を実施し、前計画の検証（P63～70）、中心市街地の課題の整理（P71～74）に基づき、活性化の方針を方向づけた。

○来街者アンケート調査

（令和3年7月3日（土）、8日（木）、13日（火）、17日（土）、18日（日）実施）

○商業者アンケート調査（令和3年8月13日～9月3日実施）

○PTA アンケート調査（令和3年7月実施）

(b)様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①パブリックコメントの実施

（活動内容）

- ・「伊丹市中心市街地活性化基本計画（案）」について、広く市民の意見を聞くために、本市のパブリックコメント指針に基づき、令和3年11月15日（月）から12月17日（金）まで、パブリックコメントを実施した。

②商業者ワーキングの実施

（活動内容）

- ・本市の新たな中心市街地活性化の方向性や活性化に資する事業について、中心市街地内の商店街等組織の代表者等へ、令和3年9月3日（金）に意見聴収等を実施した。その後、商店街等組織において、新たに組みたい事業の提出等を求めた。

③まちづくりの担い手「まち衆」等による取り組み

○公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団による取り組み

（活動内容）

- ・「伊丹オトラク」を実施し、市内のカフェ、駅の大階段、広場などで観客、アーティスト、音楽、フード、ドリンクなど、みんな一緒になって、音楽を楽しみ伊丹を音楽の杜にしようとするプロジェクトを実施。

○いたみアピールプラン推進協議会による取り組み

（活動内容）

- ・本市の歴史、自然や文化等の地域資源を最大限に活用しながら、市民、事業者、行政が協働して、本市を内外にアピールし、定住人口・交流人口の増加を目指す取り組みを実施。
- ・毎年、テーマを決めたフォーラムを開催するほか、ワンデーウォーキングや体験イベントなどの事業を行い、PR冊子の発行を行う。

○中心市街地内の各商店街による取り組み

（活動内容）

- ・活性化を推進しようとする市内の商店街等に対し、イベントや商店街等のPR事業

の実施に要する費用の一部（3分の1、年間50万円上限）を補助することを目的とした「商店街等活性化事業」を活用し、伊丹郷町屋台村、夜間景観形成事業（ライトアップなど）などを実施。